

2次期せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(素案)



区HPQ 34164

この計画は、区の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等のサービス量等を定める計画です。区を取り巻く状況の変化等を踏まえ、3年ごとに策定します。今回の計画期間は、令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)です。

基本理念

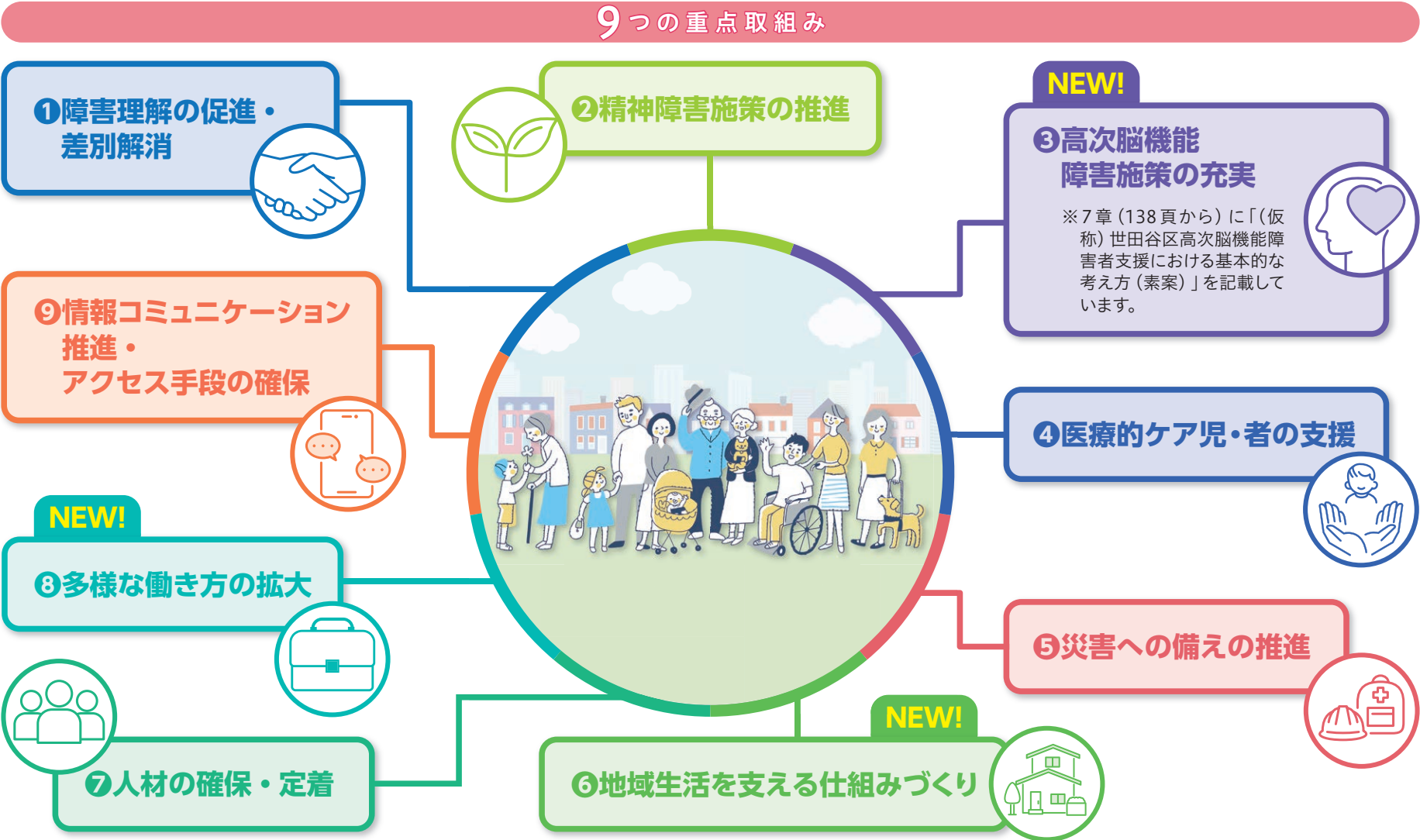
障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

行動コンセプト(支援者の行動の基本的な考え方)

「障害のある当事者の選択を支える」

●当事者個々の「選択」を尊重する施策の推進や「選択」を支える環境整備に向けて協力して取り組む。

●当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、当事者が自分らしい生活を「選択」するための支援に努める。



条例改正・プラン策定に関するシンポジウムを開催します

内容／条例・プランの内容紹介、パネルディスカッション等 日時／9月25日(金)午後6時30分～8時30分 会場／玉川せせらぎホール(当日会場へ) その他／手話通訳・要約筆記あり

区HPQ 33885

あなたの声を区政に

区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

いただいたご意見等は、条例の改正・プランの策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに2月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

素案閲覧場所

区HP(二次元コード)、障害施策推進課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館

対象者

次のいずれかに当てはまる方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本条例・プラン(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法

●区HPから
●障害施策推進課(☎03-5432-2958 FAX03-5432-3021)へ書面(書式自由)を郵送・FAX・持参
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、障害施策推進課へご相談ください。

記入事項

①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名
④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地

提出期限

10月7日(必着)

スケジュール(予定)

9～10月

令和9年2月

3月

4月

素案の公表・意見募集(10月7日まで)

素案に対する意見の公表

プランの策定

改正条例の施行

1宛名用紙を切り取り、封筒に貼付します

2本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

3郵便ポスト等から差し出します

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

●この宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。
●本条例・プラン(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。
●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。